

「漁業経営安定対策事業ブロック別説明会」各地で開催される！

～20年度からの実施に向けて～

水産庁主催の「漁業経営安定対策事業ブロック別説明会」が9月18日の東京会場を皮切りに、20日：仙台、25日：大阪、27日：福岡の4会場で開催されました。

現在、漁業経営安定対策事業は政府内部で折衝中ですが、その内容が具体的になってきたことから、各会場とも非常に活発な質疑応答が展開されました(各会場での質疑応答については別途配布済みです)。

漁業者の皆さんがこの事業を利用するためには、経営改善計画の認定をはじめ5つの要件を満たす必要がありますが、事業の円滑な実施には漁協系統、行政、関係団体、漁業共済団体が一体となって緊密な連携をとりながら進めていくことが重要です。

このため、全国的には漁協・漁連、関係団体、行政庁や漁業共済組合などが参加した「地域協議会」の準備会を立ち上げて体制を整備し、経営改善計画の作成などの支援をはじめ、関係機関・団体が連携・協力して漁業者の支援を行うなどの準備を進めようとしています(東京では水産庁、全漁連、漁済連、学識経験者をメンバーとした準備会が設置されました)。

また、この事業は、現行の「ぎよさい」制度に加入していることが利用条件となっていることから、現在の全国平均加入率56%をいかに引き上げていくかが課題となっています。特に最近、魚価安や資源減少など漁業経営の苦しさから「ぎよさい」の必要性についての理解が進んできたところですが、そのような中で「浜を守る！ぎよさい総加入運動」を展開して「ぎよさい」加入の促進に努めています。こうした動きにあわせて、掛け捨てにならない積立方式など、この事業の持っているメリットを強調しながら19年度の下期も更にキメ細かい加入推進運動を強化していきますので、関係者の皆様におかれましては「ぎよさい」に対するより一層のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

※ なお、都道府県で新事業の説明会を開催する際には、必要に応じて本会より担当者を派遣いたしますので、お気軽にお声かけください。

(平成19年10月15日 運動情報版より)